

保育所から認定こども園への移行について

現在の取組状況

- 本市では待機児童対策を最優先とするため、保育所から認定こども園への移行を認めてこなかったところ、就学前児童数の減少等により保育・幼児教育を取り巻く環境は転換期を迎えている。
- 認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設として、幼児教育を求める保護者ニーズや就労状況の変化に関わらず在園が可能となるなど、多様なニーズに柔軟に対応できる。

全国の認定こども数の推移



- ✓ 子ども・子育て支援新制度施行（H27）から急増しR6には約1万か所を突破
- ✓ 幼保連携型認定こども園の割合が全体の約7割を占める
- ✓ 政令市では本市とさいたま市を除き、全ての政令市で保育所から認定こども園への移行を進めている

市内の幼児教育ニーズ

（保護者ニーズ）

- ✓ 保護者へのニーズ調査では、今後利用したい教育・保育について、**15.4%**が認定こども園を利用したいとの回答がある一方、認定こども園数や定員も少ないため、実際の利用状況は**4.2%**に留まっている。（令和5年度川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

（事業者ニーズ）

- ✓ 保育事業者等に幼児教育ニーズについてアンケートを取ったところ、「十分にある」「ある」と回答した施設（園）が83.5%（認可保育所では92.1%）となり、非常に高いニーズとなっている。（今後の保育・幼児教育の事業運営に関するアンケート調査報告書（R7.1））

保育所から移行する際の類型と要件

類型	移行の要件
幼保連携型	・設置主体は社会福祉法人又は学校法人のみ ・職員は幼稚園教諭と保育士資格の併有が必須（経過措置あり） ・園庭の代替地算入は不可（一部経過措置あり）
保育所型	・設置主体の制限なし ・現行の保育所基準で移行可能（園庭の代替地算入可）

- ◆ 幼児教育ニーズを含む保護者の多様なニーズに柔軟に対応するため、保育所からも認定こども園への移行を推進（R8募集、R9事業開始）
- ◆ 年5園程度の移行を見込むものとし、1号認定児の減少等を踏まえ利用定員は若干名を基本とする
- ◆ 認定こども園への移行に際しては、安定した幼児教育・保育事業の継続の観点や国が定める移行特例の経過措置等も勘案し、幼保連携型認定こども園から移行を進めることとし、保育所型認定こども園への移行についても、移行状況等を勘案しながら移行時期を検討する。

保育所から認定こども園への移行について

参考資料

施設類型ごとの設備基準、配置基準等の違い(1/3)

		①幼稚園 (私学助成)	②幼稚園 (新制度)	③幼稚園型 認定こども園	④幼保連携型 認定こども園	⑤保育所型 認定こども園	⑥地方裁量型 認定こども園	⑦保育所
1	法的性格	学校	学校	学校＋保育所機能	児童福祉施設 学校	児童福祉施設＋幼稚園 機能	幼稚園機能＋保育所機 能	児童福祉施設
2	設置主体	国、自治体、学校法人、 宗教法人、個人立等	国、自治体、学校法人	国、自治体、学校法人	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人	制限なし	制限なし	制限なし
3	認可・認 定権限	(幼稚園認可) 神奈川県	(幼稚園認可) 神奈川県	(幼稚園認可) 神奈川県 (認定) 川崎市	(認可) 川崎市	(保育所認可) 川崎市 (認定) 川崎市	(認定) 川崎市	(保育所認可) 川崎市
4	利用定員	—	1号	必須：1号、2号 任意：3号	必須：2号 任意：1号、3号	必須：1号、2号 任意：3号	必須：1号、2号 任意：3号	2号、3号 (いずれかのみでも 可)
5	園長(施 設長)資 格	教諭の専修(又は一 種)免許状を有する者 で、教員等の職に5年 以上従事していること (同等の能力を有する と認められる者でも 可)	同左	幼稚園の園長資格か保 育所の施設長資格	教諭の専修(又は一 種)免許状と保育士資 格の両方を有する者で、 教員、児童福祉施設等 の職に5年以上従事し ていること(同等の能 力を有すると認められ る者でも可)	幼稚園の園長資格か保 育所の施設長資格	同左	児童福祉事業に2年以 上従事した者又は同等 以上の能力を有すると 認められる者
6	職員資格	幼稚園教諭	幼稚園教諭	満3歳以上…幼稚園教 諭と保育士資格の併有 が望ましい。 満3歳未満…保育士資 格	保育教諭 (保育士＋幼稚園教 諭) 経過措置あり	満3歳以上…幼稚園教 諭と保育士資格の併有 が望ましい。 満3歳未満…保育士資 格	同左	保育士

保育所から認定こども園への移行について

参考資料

施設類型ごとの設備基準、配置基準等の違い(2/3)

		①幼稚園 (私学助成)	②幼稚園 (新制度)	③幼稚園型 認定こども園	④幼保連携型 認定こども園	⑤保育所型 認定こども園	⑥地方裁量型 認定こども園	⑦保育所
7	学級編成	35人以下の学級編成 学級担任(幼稚園教諭) を1人以上配置	同左	同左	35人以下の学級編成 学級担任(保育教諭) を1人以上配置	35人以下の学級編成 学級担任(原則幼稚園 教諭)を1人以上配置	同左	なし
8	配置基準	35人に1人	同左	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 15:1 4・5歳児 25:1	同左	同左	同左	同左
9	園舎・ 設備基準	園舎 (1学級) 180㎡ (2学級以上) 園舎面積320㎡+100㎡×(学級数-2)		<園舎> 幼稚園基準 <乳児室等> 保育所基準 <保育室等> 保育所基準	同左	同左	同左	<乳児室等> 3.3㎡/2歳未満児数 (H25以前の施設は経過 措置あり) <保育室等> 1.98㎡/2歳以上児数
				(移行の場合) 保育所設備基準の保育 室等の面積を満たさな くても可	(経過措置) 保育所からの移行の場 合は保育所基準で可 幼稚園からの移行の場 合<保育室等>の1.98 ㎡を満たさなくても可	(移行の場合) 幼稚園設置基準の園舎 面積を見たさなくても 可	(移行の場合) 幼稚園基準か保育所基 準のどちらかを満たす	
10	園庭 (運動場・ 屋外遊戯 場)	<2学級以下> 330㎡+30㎡×(学級数-1) <3学級以上> 400㎡+80㎡×(学級数-3) (代替地算入不可)		次の2つを満たす (保育所基準) 3.3㎡/2歳以上児数 (幼稚園基準) 幼稚園基準と3.3㎡/2 歳児数の合算 (代替地算入不可)	同左 (幼稚園基準と保育所 基準の高い方+3.3㎡/ 2歳児の合算) (代替地算入不可)	同左 (代替地算入可)	同左 (代替地算入可)	3.3㎡/2歳以上児数
				(移行の場合) (幼稚園基準)を満た せば(保育所基準)は 満たさなくてよい	(経過措置) 保育所からの移行の場 合は保育所基準で可 幼稚園からの移行の場 合は幼稚園基準で可 (※H27以降の建て替えで 園庭が減少している場合は 適用対象外) 満2歳児に限り代替地 算入可	(移行の場合) (保育所基準)を満た せば(幼稚園基準)を 満たさなくてよい	(移行の場合) (保育所基準)か(幼 稚園基準)を満たす (H25以前の施設の経過 措置なし)	

保育所から認定こども園への移行について

参考資料

施設類型ごとの設備基準、配置基準等の違い(3/3)

		①幼稚園 (私学助成)	②幼稚園 (新制度)	③幼稚園型 認定こども園	④幼保連携型 認定こども園	⑤保育所型 認定こども園	⑥地方裁量型 認定こども園	⑦保育所
11	食事提供・調理室	提供義務なし 調理室は努力義務	同左	2・3号子どもに対する 食事の提供義務 原則自園調理、原則調理室の設置（満3歳以上は、外部搬入可）	同左	同左	同左	同左
12	開園時間	4時間・39週以上	同左	11時間 土曜日は自治体裁量	11時間 土曜日開所	11時間 土曜日開所	11時間 土曜日は自治体の裁量	11時間 土曜日開所
13	給付体系	県による経常費補助 (私学助成)	施設型給付費 (幼稚園の公定価格)	施設型給付費 (認定こども園公定価格)	同左	同左	同左	委託費 (保育所公定価格)
14	保育料	各園が任意で設定	川崎市が設定	同左	同左	同左	同左	同左
15	保護者負担 (上乗せ徴収)	任意で設定	任意で設定 (公定価格との重複不可)	同左	同左	同左	同左	川崎市の許可制
16	契約形態	園と保護者の直接契約	同左	同左	同左	同左	同左	市と保護者の契約
17	教育・保育の内容	幼稚園教育要領	同左	同左	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針	—	保育所保育指針
18	子育て支援事業 (子育て相談等)	努力義務	同左	義務化	義務化	義務化	義務化	努力義務